

岐阜県民間シェルター確保等事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、民間シェルター確保等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(定義)

第2条 この要綱において「DV被害者等」とは、次の各号いずれかに該当する者及びその同伴する児童をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者及び第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年度法律第52号）第2条に規定する女性

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する民間団体とする。

- (1) 県内に住所又は活動拠点を有する民間団体であること。
- (2) DV被害者等の支援活動について相当の実績を有する団体であること。
- (3) 継続的な事業活動の実施が見込まれる団体であること。
- (4) 政治、宗教及び営利活動を目的とする団体でないこと。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結

し、これを利用している法人等

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率並びに補助上限額は、次の表のとおりとする。

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
DV被害者等が入居できる民間賃貸住宅(以下「シェルター」という。)の確保 (1) シェルターの借上げ (2) シェルター入居者の支援 (3) シェルターの安全確保に要する機械警備の委託	(1) 借上経費(家賃単価×借上げ月数) (2) 人件費(報酬等単価×支援時間×支援日数) (3) 機械警備の委託経費(単価×契約月数)	3/4	587,000 円 (シェルターの確保事業を実施する場合は、921,000 円)
自立支援事業 (1) DV被害者等の自立支援のための電話相談事業 (2) DV被害者等の自立支援のための面談及び訪問支援	(1) 人件費(報酬等単価×実施時間)及び電話等基本料金(単価×実施月数) (2) 人件費(報酬等単価×支援時間×支援日数)、旅費及び会場借上げ費	3/4	
サポートグループの運営	会場借上げ費、人件費(報酬等単価×実施時間)、旅費及び消耗品費	1/2	
DV被害者の面会交流支援	会場借上げ費、施設入場料等、人件費(報酬等単価×実施時間)、旅費、消耗品費及び郵便料	1/2	
同行支援事業 DV被害者等の自立支援のための同行支援	人件費(報酬等単価×支援時間×支援日数)及び旅費	3/4	

- 2 補助対象経費は、毎年4月1日から翌年3月31日までに発生したものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額に補助率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と補助上限額とを比較して小さい方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 4 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以

下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更申請手続)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、別記第2号様式により変更交付申請を行うものとする。

- 2 前項に規定する申請書には、別記第2号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項に規定する申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助事業の実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに知事に報告すること。
 - (6) 補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- 2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受け、又は同項第4号の規定による報告をしようとする場合の申請書又は報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第3号様式)
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第4号様式)
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)
 - (4) 前項第4号の規定による報告 事業遅延報告書(別記第6号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の補助金の交付の申請の取下げができる期間は、補助金の交付決定の日から20日以内とする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第21条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が一件当たり50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条のただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、知事が別に定める。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数等)

第16条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。